

議会改革特別委員会記録

開会年月日	平成 28 年 4 月 14 日
開会時刻	午後 1 時 30 分
閉会時刻	午後 4 時 1 分
出席委員名	◎工村一三 ○野崎隆太 上村和生 楠木宏彦
	福井輝夫 辻 孝記
	上田修一（副議長）議長代理
	吉井詩子（委員外議員）
欠席委員名	なし
署名者	上村和生 楠木宏彦
担当書記	野中久司
協議案件	1 議会基本条例骨子案について
	2 追加検討項目（A及びC）について
	3 次回の会議について
説明者	

開会 午後1時30分

○工村委員長

議会改革特別委員会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので会議は成立しております。

本日御協議いただきます案件でございますか、お手元の事項書にありますとおり、1番目といたしまして、「議会基本条例骨子案について」、ということで、前回の会議で、個々の項目については、一通り検討を終えましたので、全体を通しての再確認、及び、「前文」についての御協議をお願いしたいと思います。

2番目としまして、「追加検討項目（A及びC）について」ということで、「⑦管外行政視察の抜本的な見直し」及び「⑧協議会の在り方」について、御協議をお願いしたいと思います。

最後に、3番目の「次回の会議のこと」としまして、協議内容及び開催日時について、御協議をお願いしたいと思います。

それでは、会議に入ります。

本日の会議録署名者に、委員長において上村委員、楠木委員の御両名を指名いたします。初めに、事項書1の「議会基本条例骨子案について」を議題といたします。

前回の会議では、「23 見直し手続き」まで、ひととおり協議を終えていただきました。

本日は、「1 目的」から「23 見直し手続き」まで、骨子案全体を通しての再確認をお願いしたいと思います。

進め方につきましては、後ほどお願いします。

また、「前文」につきましては、骨子案の検討を一通り終えた後に検討するという事になっておりますので、「前文」をどのようにつくっていくか、御協議をお願いしたいと思います。

【1 議会基本条例骨子案について】

まず、資料1の骨子案全体を通しての再確認をお願いします。

骨子案全体につきまして、修正及び上記以外の項目の追加すべき点など、御発言がございましたら、よろしく願います。

資料1のほうに、「議会基本条例骨子案」をつけさせていただいております。

それで、前回の議会改革の、中村委員長のほうから提出されました「骨子案」につきましては、その中の主要な項目については、今まで、御検討していただきまして、前回、「23 見直し手続き」までを終わりましたので、項目別にもう一回、見直すかどうか、その辺に、まず進め方について、御協議願いたいと思いますけど。

まあ上から1ずついってよろしいでしょうか。どうでしょうか。

また、あるいは、全体を通してでもという御意見でも結構ですけど、何か御意見、ございますか。

はい、上村委員。

◎上村委員

一通り、ずっとやった訳なんですから、また、1からやり直すということをせず、全体を通してどこか何かあるのであれば、というような形でやればいいんじゃないですか。

また、そうすると、元に戻ってくということでは失礼ですけども、時間ばっかかかってしまうと思いますんで、そういうやり口で、いいんじゃないでしょうか。と、僕はそう思います。

○工村委員長

そういう意見出ましたけど。

副委員長ございますか。

○野崎副委員長

今のその、一通りやったっていうのも、そもそも認識がちょっとずれておきまして、具体的検討項目の中で積み残しがあつたととこだけを全部やっただけで、この委員会、新しく改選された後の委員会でこれに1度も見直しましておりませんので、やってないというのが正確で、やってません。

過去、引き継ぎをどのような感じで受けているのかわかりませんが、この具体的検討項目を1からすべて、見直すということでこの委員会の中でもう一度議論をすでにしておりますので、見直しはしてないと。

議論はこの委員会の中では前文から最後のところは、してないと認識をいただければと思います。

○工村委員長

はい、上村委員。

○上村委員

委員長も一通り、論議をしたという話をされたもので、私はそういう発言をしたんです。

はい。

◎工村委員長

全部、一つずつは行ってないんですけど、前回のから引き継いだ主要なところだけ、ピックアップしてると。

暫時休憩します。

休憩 午後1時4分

再開 午後1時6分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

最終確認はしていないと、ということなのでひとつずついくかどうか、どうでしょうか。
また、元へ。
はい、上村委員。

○上村委員

今まで論議されてないところがあるということなんでしょうが、今まで論議したのは、ピックアップして重要やと思われるところを今まで、いろいろ意見が分かれるであろうということをしていろいろ細かく細部にわたって論議をされたのであればという認識やったら、別に全部まとめてもいいんじゃないかなと思います。

◎工村委員長

はい、副委員長。

○野崎副委員長

この数回にわたってやってきたのは、前の議会改革特別委員会の中で、一切検討されていなかった、積み残しに完全になっていたところを、やっただけであって、少なくとも今の改選後の全議員の中で、この議会基本条例の骨子案そのものは認識されとるかされていないか、新しい議員さんの意見が反映されとるかされていないかというのが根本的に、あるわけです。

ですもんで、本来は1から順番にすべての見直しが手続としては必要なものはずなんですけども、なのでピックアップしたというよりは正確に言うと、前回の議会改革の中では全くやってなかったところだけやったというのが、正確な言い方かと思います。

◎工村委員長

ですから、前の議会改革特別委員会の委員会の中ではやったけど、今回、その積み残しを今回やったということで、今、おられている委員さんはほとんどの方は、半分は新しい方もいらっしゃいますけど、その方たちは、例えば、議会の役割、なんかについては話し合いをしていないという考え方なんです。

ですから、どうしますか。

あるいは、上からずっといっちゃいますか。

はい、福井委員。

○福井委員

今ね、副委員長おっしゃってみえて、新しいメンバーが見ていない分があるということでしたらね、確認の意味で、1つずつ確定していった方がいいかだと思います。

◎工村委員長

はい、辻委員。

○辻委員

福井委員と同じようにですね、一通りやればいいことですので、やったほうが良いと思いますね。

◎工村委員長
楠木委員。

○楠木委員
必要があると思います。

◎工村委員長
上村委員よろしいですか。

○上村委員
はい。

◎工村委員長

それでは、1の目的を除きまして、2の役割から。（「目的から」と叫ぶ声あり。）1の目的からです。申し訳ないです。1の目的からお願いします。

この目的につきまして、何か後意見ございましたらお伺いしたいと思います。

前文はみなさん持ってらっしゃったと思っていますんで。

読みましょか。よろしいですか。

どなたか、目的に対しまして、ここを直したらいいんじゃないか、修正とかありましたら、御発言を願いたいと思います。

はい、楠木委員

○楠木委員

地方自治の本旨に基づきと、あるんですけども、地方自治の本旨とは何なのかについても1回、具体的な理解の仕方あるいは解釈あると思うけれども。

それについてもう少し詳しく書くのか、あるいは、前文でですね、その事を入れるのか。どちらかに、やはり入れとく必要があるんだろうと思います。

憲法にですね、こういうふうな言い方がされてるんですけども。

そもそも戦後の憲法で地方自治が憲法のひとつの大きな柱として入れられようだったというようなこれはやはり、一つは、国からのですね、地方自治体の独立それがひとつあったと思うんです。

もう一つは、その地域の住民の自治です。この二つが大きな柱だったというふうに学説ではですね、一般化しているようなんですけれども、そこら辺のことについて、はっきりとどっかで入れる必要があるんだろうと思うんですけども、ここで入れるのかそれとも前文にそういうふうには書き込むのか、それは検討する必要があるんだろうと思いますが。

そのことだけがちょっと気になるところです。

◎工村委員長

以外とよそは、前文に、ざつくとですけど、憲法どうやこうや書いてらっしゃるところが多いと思いますんで、もし、前文のほうに入れるんやったら、前文。ここの目的で入れるんやったらと思いますけど。

どうでしょうかね。皆さん、御意見ございましたら。

○楠木委員

委員長。

◎工村委員長

はい、楠木委員

○楠木委員

前文、いくつかのところ例挙げていただいているもので言わせていただきましたけれども、そこにもそれぞれね、そういったことについて書き込まれているのであり、これはこの問題については、恐らく前文に当たる部分なのかなっていう気がします。

それで、そちらのほうで書き込むことにしておいてもらって、ここはこういう文でいいのかなと考えますが。

◎工村委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、地方自治についての中身というか、内訳、内容につきましては前文のほうで掲載するというかたちで、もう一回、前文のほうで検討させてもらうということでもよろしいでしょうか。

ほかの方よろしいでしょうか。

(「はい。」と叫ぶ声あり)

ほかございませんでしょうか。

○野崎副委員長

委員長

◎工村委員長

はい、副委員長。

○野崎副委員長

私どもではね、かねてよりって感じですけども、余りその、この議会基本条例とか、自治基本条例もそうです、理念条例っていうかたちにするべきではないというふうに考えておるといのがあってですね、ここで市民の負託に応え、その後ろに市民福祉の向上と

いうのがあるんですけども、市民福祉のそのそれぞれとらえ方が大分、多様にわたりますもんで、あまりこの目的の文に入れるのは、好ましくないんじゃないかと考えております。「市民の負託に応え市政の発生に寄与することを目的とする。」ということだけでいいんじゃないかなと。

この市民福祉もさまざまな意味を込めておりますけれども、最終的に理念条例として、あまりにもその議員を縛るような形になるとよろしくないと思っておりますので、そういう意味で私ども自民党としては目的から外していただきたいと、考えております。

◎工村委員長

市民福祉の向上、ほかのところの前文見ますと、意外と「市民福祉」という言葉が前文に入れて出てきておりますけど。

副委員長が言われたのは、この前文あるいは目的のところを含めて「市民福祉の向上」ということについては、幅広い意味をもっておるということで、副委員長としては、外していただいたほうが良いという考え方の発言でしたけど、これにつきましては、「伊勢市民の負託に応え、市政の発展に寄与することを目的とする」と。

◎工村委員長

はい、楠木委員

○楠木委員

やはり市民福祉というのは、基礎地方自治体ですね、大きな役割やと思うんです。

もっとも住民に近い部分での行政のもった部分ですから、これはそれぞれいろんな解釈があるにしてもですね、これは読み方はあるにしても、それはそれぞれの解釈でいいと思うんですよ。

そこまで、規制するものでないと思うんですけど、ただ文言としてですね、入れておく必要があるんだろうと。

そういう、自治ですね、基本から言って思うんですけど。

◎工村委員長

いろんな、解釈ができます。幅広い解釈ができるということで、やっぱり「市民福祉」を入れておくほうが良いというのが楠木委員の御意見です。

どうでしょうか。後の方、この意見に関しまして。

あるいは言葉を変えるか。

暫時休憩します。

休憩 午後 1 時 17 分

再開 午後 1 時 49 分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

「1目的」のところの「市民福祉の向上」という、文面について副委員長のほうから、削除してほしいという考え方が示されましたが、「市民福祉の向上」という文面を残すことについて、御意見ございましたら、代表して福井委員お願いします。

○福井委員

「市民福祉の向上」という言葉は、市民全体の中において、向上すべき分において、議会のほうで決めていくべきやと、1個人、一つ一つを見れば、1つの結果において、やはり、その人にとっては福祉、プラスに働かなくなる分もあるかも知れませんが、全体で考えていくということであればですね。

やはり、議会として、伊勢市民のですね、「市民福祉の向上」について、全体について決定していくということであれば、何の問題はないんじゃないかと思えますんで、このままで良いと思います。

◎工村委員長

野崎副委員長よろしいですか。

○野崎副委員長

はい。

◎工村委員長

それでは、このまま残すということに対しまして、このまま「市民福祉の向上」という文をここへ入れるということに対して、それでよろしいでしょうか。

(「はい。」と叫ぶ声あり)

◎工村委員長

それでは、「市民福祉の向上」という言葉をこのまま、ここへ残しておくということで、次に、進みます。

それでは、「2議会の役割」について御討議願いたいと思います。

○上村委員

どこと、どこが残っているか先に教えてください。

議論していかないかんで。

◎工村委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 13 時 54 分

再開 午後 14 時 08 分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

先ほど、留めますと、新しい委員会では、⑤番、それから、11、12、15、20、21、22、23は、前回の議会改革で検討されなかった分を、今回やったということです。

前回検討してもらってあります、それ以外の番号について、今改めて、検討させていただいておりますけど。

丸以外の項目については、前回の委員会で、非常に詳しく検討されていると思いますので、特に、問題があるところだけ、2番、3番という順番に、お話いただきまして、皆さんと、後協議願いたいと思います。

今、休憩の間に副議長からお話ございましたように、前回の委員会で、中身について非常に詳しく議論されておりますので、特に問題のある点につきまして、○以外のところの御協議をお願いしたいと思います。

それでは、「2番の議会の役割」について、お願いします。

どうでしょうか。よろしいでしょうか。

（「はい。」と叫ぶ声あり）

◎工村委員長

それでは、「2議会の役目役割」につきましては、骨子案どおりということで、よろしくをお願いします。

それでは、次の「3議会の活動原則」につきまして、1の1（1）からよろしくをお願いします。

（1）よろしくをお願いします。

特に、よろしいでしょうか。

（「はい。」と叫ぶ声あり）

よろしいですか。

それでは（2）について、ご協議をお願いします。よろしいでしょうか。

（「はい。」と叫ぶ声あり）

（3）につきましてをお願いします。特にございませんか。

（「はい。」と叫ぶ声あり）

（4）につきまして、特にございませんね。

（「はい。」と叫ぶ声あり）

それでは、「3議会の活動原則」につきましては、骨子案のとおりとします。

続きまして、「4議員の活動原則」につきまして、まず、1から議員はということから
お願いします。よろしいですね。

(「はい。」と叫ぶ声あり)

(2) についてについて、お願いします。

(「はい。」と叫ぶ声あり)

○野崎副委員長

「研さん」の「さん」が平仮名になっているのは、これ、漢字が難しいから。
たぶんこれ、漢字にしといた方がいいんじゃない。

◎工村委員長

私わかりませんので、事務局、「研さん」の「さん」は、これどうなの。

●杉原議会事務局次長

よろしいですか。

この時点では法制執務上は平仮名で書くというふうになっておりまして、無論、現段階では確認させていただきます。

◎工村委員長

それで、事務局一任ということで再検討をしていただきます。

はい、楠木委員。

○楠木委員

あの、文言の問題ですけども。

最後の行でふさわしい活動するものとします。

ふさわしい活動「を」、とかいるんじゃないですか。

○福井委員

「を」がないということやな。

◎工村委員長

そうゆうことですね。

○野崎副委員長

「を」ですね。

◎工村委員長

単純にそういう文言の問題。

「を」ですね。

よろしいでしょうか。

特に事務局問題ございませんか。

●杉原議会事務局次長

はい。

◎工村委員長

それでしたら、2番の3行目、ふさわしい活動「を」、の「を」を、追加するものとします。

それでよろしいでしょうか。

(「はい。」と叫ぶ声あり)

それでは、「3番議員は、」というところからお願いします。

○福井委員

さっきの3番も「を」、を入れるの。「目指して活動するものとします。」となっとるけど同じやなこれ。

◎工村委員長

はい、楠木委員。

○楠木委員

2のほうは、ふさわしいというのは、連体修飾語やもんで、活動は体言なんですよ。

だから、動詞に使えないから「を」というふうに入れないといけませんけど、3番は、「目指して」までは副詞ですから、連用修飾語だから活用するということで、用言でいいと思います。

◎工村委員長

4の3につきましては、骨子案のとおりとします。

それでは。

はい、まだあります。

○楠木委員

いいですか。1、2、3と個別にでなくてですね、この三つの順序の問題なんですけれども、1番最初に「議員相互間の自由討議を推進する」と、というのが入ってくるのはちょっと何かこう、違和感を感じるんですね。

まずは2がですね。議員の活動については、まず、言うべきことなんだろうと、と思いますもんですから、1と2を入れ替えた方がいいんじゃないかというふうに、そのほうがこう、すっきりとすると思うんですけど。

◎工村委員長

どうでしょう。その件に対して。

4番のうちの、1と2を入れ替える。2は、市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握するとしてもいいと。自己の能力を高める不断の研さんによって、市民の代表としてふさわしい活動をするものとする。

この2番を1番に変えるということにつきまして。

はい、楠木委員。

○楠木委員

追加させてもらいますけど。まず、だから議員の活動の基本は、この2に書いてあること。そのために1あるいは、3をやっていくんだということになるんだと思いますので、まずそれを、入れ替えるべきだと思います。

◎工村委員長

今のところ、全般について副委員長いいですか。

○野崎副委員長

あの、楠木委員の意見に全く賛成です。

◎工村委員長

よろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

◎工村委員長

事務局ともに問題ございませんね。

順番を替えるということに対して。

はい、次長。

●杉原議会事務局次長

後で全体的な確認をさせていただきたいと思います。今の時点で良い悪いを私のほうから申し上げにくので申し訳ありません。

◎工村委員長

事務局につきましては全部、全体が終わった後で再チェックしていただくということで、後了承願います。

今、この委員会の考え方として、皆さんの意見で、2は1番にし、1を2番にすると、
いうことで確認しましたので、よろしく申し上げます。

それでは、「5の会派」は終了しておりますので、「6の市民参加及び市民との連携」、
について、1は、よろしいですね。このまま、問題なし。2について御意見ございましたら。

はい、野崎副委員長。

○野崎副委員長

これも、文章の問題なんですけど、「議会は議会の活動のかたち」、議会、議会と2回
続いておりますので、例えばその活動とかもしくは、全文、議会をとってしまいかしたほ
うがええかなと思います。

「その活動に関する情報公開を徹底するとともに」とかに。

◎工村委員長

議会は議会の活動をやめて、その活動という意味ですか。

「議会は議会活動に関する」ということか。

どうでしょうか。

議会は議会の活動に。

○野崎副委員長

議会、議会とつくとおかしい。

文章的に国語的にちょっとわからないんですけど。

◎工村委員長

暫時休憩します。

休憩 午後2時18分

再開 午後2時19分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

2に関して特にございませんでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

◎工村委員長

2も骨子案どおりでお願いします。

3につきまして、特にございませんね。

4については参考人制度。

特にございませんね。

それでは、楠木委員。

○楠木委員

これも、個々のことではなくてですね。

この、ゴシックで書いてあるタイトルなんですけども、これ4番目のことなんかも、考えますと、この市民参加及び市民専門家との連携、専門家も入れたほうがいいのかなどという感じがするのですが。

1、2、3、4と項目ありますけども、4番目で専門的知見又は政策的意見に反映させるよう、というふうにあります。

そのことを考えると、この6番タイトルを「市民参加及び市民との連携」ではなくて、「市民参加及び市民・専門家との連携」、てなかたちでそこに入れる必要があるかなという、感じに思います。

◎工村委員長

適時休憩します。

休憩 午後2時21分

再開 午後2時24分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

4番につきまして、意見ございましたけど、骨子案のとおりとするということで、よろしくお願いします。

それでは、大きな「7 請願及び陳情」についてお願いいたします。

これは、一括でお願いします。

これもよろしいですかね。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

それでは、7番も骨子案どおりとします。

「8 議員定数」について、特にここというところございましたら、御発言をお願いします。

はい、副委員長。

○野崎副委員長

これはですね、昨年度は12月やったか10月やったけ。廣瀬先生の研修の中でつくられておりましたけども、議員定数の改正に当たっては行財政改革の視点だけでなく、この一文ですね。

行財政改革の視点で議員定数を図るべきかどうなのかっていうのが、私はそもそも違うかなと思っておりますんで、この行財政改革の視点だけではなく、市の現状と課題、将来の予測を展望するとともにこのあたりを、やはり要らないのじゃないかなと思います。

「市民の意思を市政に反映させることが可能となるように定めるものとします。」という形にするべきじゃないかなと。

基本的には議会の議論の中で、いかに議会が市のために貢献をできるか、いかに議論を十分に尽くすことができるかということを中心に、議員定数を考えられるべきであって、財政的にどうだから、議会の議論が弱くなってもいいんだってというそういう形には絶対なっていないと思ってますんで、そういう意味でこの行財政改革の視点だけではなく、そもそも不要な文章だと思います。

◎工村委員長

はい、楠木委員。

○楠木委員

行財政改革の視点というのは、これよく聞かれる論点なものですから。

だからそのところ、それもあるかもしれないけどもそれとともに、あるいは、それを否定って訳ではないんじゃないけども、それよりも、こちらのほうが大事だよということを書いているわけですから、一般的に言われていること、そういう意見もある。

しかし、こういうこともあるという言い方だと思いますんでね。

だからむしろ、これでいいんじゃないでしょうか。と思えますが。

◎工村委員長

はい、副委員長。

○野崎副委員長

もし、そうであるならですけども、少なくとも順番は入れ替えるべきかなと思います。

市民の意思を市政に十分反映させることが可能になるっていうのは、これが大原則だと思っておりますので、行財政改革の視点というのは、あくまでも、我々の議会の中の議論が弱らない程度に収まって、せいぜいどう頑張ってもその程度と収めておくべきで、それが収まるようやったらこの行財政改革の視点というのが、そもそもが必要やないんじゃないかなと思ってますんで、そういう意味ではやはりその市民の意思を市政に十分反映させるのが可能となるよう定めるものとしますと、いうのが先にくるべきかなと思います。

◎工村委員長

どうでしょうか。

この文章のつくり方。

中身についてはいいと思います。

適時休憩します。

休憩 午後 2 時 28 分

再開 午後 2 時 31 分

◎工村委員長

休憩を解いて再開します。

「8 議員定数」につきましてはこの骨子案どおりと、お願いします。

それから「9 議員報酬」について御討議願います。

1、2まとめてお願いします。

はい、よろしいですね。

9番も骨子案どおりということをお願いします。

「10 議会と市長等との関係」について、1、2、3一括でお願いします。

よろしいでしょうか。

では、11、12番につきましては、議論を尽くしましたので、「13 予算決算の説明資料の作成」について、議論をお願いします。前、ようやくたつやな、よろしいですね。

14番お願いします。1、2一括でお願いします。

はい、楠木委員。

○楠木委員

常任委員会との区別はどうなりますか。

◎工村委員長

これは、常任委員会、特別委員会含めてという考え方ですね。

○楠木委員

全部含めてですね。

◎工村委員長

含めてですね。

一問一答と、反問権も10番として会議としてありますので、これは委員会ですので、会議の下に、委員会がありますので。これでよろしいですね。

14番も骨子案どおりとします。

16番、議員研修よろしいですか。よろしいですね。

16番骨子案どおりとします。

◎工村委員長

はい、楠木委員。

16番お願いします。

○楠木委員

文言の上でですね、議員の資質並びに政策形成及び立案能力の向上というところが、ちょっと読み取りにくいかなという感じがするのですが。議員の資質はこれで一つですね。

並びにの後は、政策形成及び立案の、なんかまるでこれ政策形成と立案能力が並列に見えるんですけども。政策形成及び立案の能力ということですね。

政策形成能力及び立案能力ってことですよ。そうすると、立案能力をつなげてしまうと、何かこれがこちらだけつながって前の政策形成が浮いてしまう感じがするものですか。

政策形成及び立案の能力とかそういったのを入れる。あるいは、政策形成能力及び立案能力とどちらにも能力を入れるかですよ。ちょっと、読み取りにくい感じがしたんですが。

◎工村委員長

能力が政策形成のほうにもかかるし、立案のほうにもかかると。

○楠木委員

そういうふうに取り出せるには、どうすればいいかなと思うんですが。

◎工村委員長

能力の向上というふうにはですね。

○楠木委員

政策形成及び立案の能力とすれば、わかりやすいかなと思う。
後の部分では消して、立案の能力向上ですか。

◎工村委員長

この辺の部分につきましては、事務局に検討してもらおうということによろしいでしょうか。

○辻委員

これは、項目でくくってるのが問題ですよ。

ただ、この文言でいくと政策形成と、立案能力というふうに取り出してしまうからという話だと思うんですよ。

◎工村委員長

暫時休憩します。

休憩 午後 2 時 36 分

再開 午後 2 時 40 分

◎工村委員長

再開します。

ただいま、「16 議員研修」につきましての文書文面が議員の資質並びに政策形成及び

立案能力の向上と骨子には書かれてございますが、この件につきましては、再度、調整すると、検討するというので、ご確認いただきましたのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、続きまして、「17 改革への取り組み」について、御協議願ひます。
よろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

それでは、次に、「18 広報広聴機能の充実」について、1番から願ひします。
特によろしいですね、ございませぬか。

多様な媒体を用いた市民への情報提供に努めるとしますと。

2番につきましては、議会に対する市民の意向の把握に努めるものとする。

3番目として、議会は、広報広聴機能の充実を図るため、委員で構成する伊勢市市議会広報広聴委員会を設置するもの。

よろしいですね。

◎工村委員長
副委員長。

○野崎副委員長

今のところはまだ設置をされておられませんけれども、各派代表者会議の中では特別委員会というような、名称になりそうと聞いております。

設置は完了しておりませんので、ここ全体がぼやっとすることになっておる、一応現状は、特別委員会。

◎工村委員長
はい。事務局。

●杉原議会事務局次長

今のところはこの前の各派代表者会議では広報広聴特別委員会ということで決めていただいておりますので、この表現は特別を入れていただいたほうが、今のところはよろしいかと思ひます。

◎工村委員長
わかりました。

○上村委員

事務局にお任せして、まだ決まってないんやで、まだどうなるかもわからんで、これはまた、お預けをしといたらいいんじゃないですか。

◎工村委員長

3番目につきまして、議員で構成する伊勢市議会広報広聴委員会を設置するということにつきましては、特別委員会になる、ということで、当委員会としては、各派代表者会議に提案してございますので、その辺も含めて決定次第、委員会名を改めて、検討記入するというので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

4番につきましても同様のその考えで、お願ひします。それから、この件についてよろしいですね。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

はい、18番について終わります。

「19 議員倫理」について、御意見ございましたら。議員倫理条例につきましては、前の委員会から引き継いでいますので、この伊勢市議会基本条例を検討次第、すぐ骨子案の検討に入りたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

はい、辻議員。

○辻委員

議員倫理条例ですが、これは我々特別委員会に付託されとる案件と理解させていただいてよろしいですか。

◎工村委員長

はい。

以上19につきましても、骨子案どおりということでお願ひします。

それから、10、11、12につきましては、検討いただいておりますので。

21、22、23につきましては、当委員会で骨子案について御協議願ひましたので、終了いたします。

はい、楠木委員

○楠木委員

23番ですけれども、これは文体が違うんで。

それまではですますですけど、ここは改正するものとしますとか、講じなければならぬものとしますというふうな形にしないと何か全体が整合性とれない。

◎工村委員長

語尾ですね。

○楠木委員

はい。

◎工村委員長

23番、1と2に関しまして、語尾の修正を検討したいと思います。
楠木委員、参考に、1番と2番の語尾お願いします。

○楠木委員

改正するものとします。
適切な措置を講じなければならないものとします。

◎工村委員長

「23 見直し手続」につきまして、1、2番の語尾を、改正するものとします。2番目の適切な処置を講じるものとしますとします。

以上で、伊勢市議会基本条例骨子案について、全般的な、意見交換を終わりました。
修正文につきましては、後ほどまた、配らせていただきます。

それでは、次の議題に入ります。

それでは、前文について、どのようにしていくかは御協議を願いたいと思います。
10分間、休憩を取りたいと思います。55分、10分ありませんけども。
適時休憩します。

休憩 午後2時48分

再開 午後3時03分

◎工村委員長

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、前文をどうつくっていくか、御協議を願いたいと思います。

なお、資料1の1には、他市の前文をつけております。

前文には議会基本条例を制定するにあたっての考え方や伊勢市議会としての姿勢など、我々議員の考え方を盛り込んでいく必要がございます。

どのように前文をつくっていくか御発言がございましたらお願いします。

はい、辻委員。

○辻委員

つくっていく手段でございますけども、できれば、正副委員長のほうで、この特別委員会としての、議論を深めるためのたたき台をつくっていただいて、それを特別委員会に諮っていただいて、そのうえでまた議論させていただいて、その後、各会派へ持ち帰っていただいてですね、確定をしていくような形にされたほうがいいかと思いますが。

◎工村委員長

ありがとうございます。

他ございませんでしょうか。

はい、上村委員

○上村委員

そういうふうに思いますし、それが一番スムーズにできるところかなと思いますけれども、できた時点で各派に下ろしてもらえばその中でも論議できるんかな。と思うところなんですけど。

棚入れなりしていただければ、論議できると思います。

◎工村委員長

案が出来た時点で、各派に事前に配布することですね。

次の会議を待たずに。

○上村委員

というのも案の一つと思いますけど。

◎工村委員長

次の、会議になるかもわかりませんが。

どうでしょう。

はい、楠木委員。

○楠木委員

なんらかのたたき台がないとですね、議論もしにくいと思いますんで、今、辻委員が言われたようなのでつくる必要があると思います。

ただその時に、どのように委員長、副委員長でつくっていただくのかという難しい問題。例えばいくつかの事例が出されていますけれども、それがどっかを基にするのかも臍な感じもしますし、やはり伊勢市議会としてどんなものをつくっていくのか、どうすればいいのかよくわからないのですけれども、まずは、こういう点は落とせないよという論点で、例えば、今出し合うようなことも必要かなと本当は思います。それをまとめながら、委員長、副委員長でまとめていただくという形になるんじゃないかと思います。

○辻委員

楠木議員が言われたやつを含めて、正副委員長にお願いさせていただいて、先程、上村委員が言われたように、事前に棚入れされたら、それを会派でいろいろ考えながら、また、ここで意見をされると思うので、僕はいいかと考えます。

◎工村委員長

制定するには、伊勢市議会として、各議員としての、考え方を入れているかということに関して、すぐに皆さんの満足できるというのは難しい内容やと思います。

もし、できたとしても、一般的に、そういうふうなものが、必要じゃないかというふうなことしか入れられないかもわかりませんが、その辺、ご承認いただけるならば、勉強させていただきたいと思いますけど。

○辻委員

それでいいと思いますし、本当に言えば、委員長副委員長の思いも入れてもらいたいと思います。そこから、加除含めてですね、考えていけばいいと思いますので。その点で、申し訳ありませんけどお願いしたいと思います。

◎工村委員長

副委員長と大分考え方が違いますので、調整するのが難しいと、思いますけど。

○辻委員

その辺も含めて。

◎工村委員長

先ほどちょっと休憩中に、それをいらっしゃる方とお話しておりましたんですけど。

今後の会議の日程もございますんで、5月の連休ございます。またそれが終わったら、各常任委員会の視察、それを入れますと、また6月の定例会あるいは、事前に、常任委員会、協議会等が入ってきますので、その辺の日程も含めて、この議会基本条例の骨子案の前文の案につきましても、ちょっと日程的に、いただかなければならないかなというところもございますので、その辺も含めても御一任ということによろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

◎工村委員長

それでは、そういうことで、正副で一回預らせてもらって、棚入れもちょっと日にちがかかるかもわかりませんがその辺も、ご了承いただきまして、棚入れをさせていただくというふうにさせていただきます。

倫理条例、もう目の前にございますので、それを一緒に平行になるかもわかりませんが、なるべく前文を早くという考え方で進めていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

副委員長よろしいでしょうか。

よろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

◎工村委員長

はい。では、そのようにいたします。

それから、棚入れさせてもらいましたら各会派へ持ち帰り、肉付けあるいは、思い等を入れていただきたいと思います。

【2 追加検討項目（A及びC）について】

◎工村委員長

次に、事項書2の追加検討項目、A及びCについてを議題といたします。

まず資料2の「⑦管外行政視察の抜本的な見直し」について、御協議願います。

提案された方から提案の趣旨また具体的な実施方法について説明をいただきたいと思
います。提案した副委員長よろしく願います。

別紙の、A3でつくっていただいている資料です。

○野崎副委員長

管外行政視察なんですけども、ここに書いてある時の思いだけでなく、最近ちょっと
今、わかってきたことあるんですけども、特に、委員会視察に関してはですね、特に費用
の面が大きいのかもしれませんけども、行ける範囲というのは実は非常に決まってお
ります。

例えば本当にいい先進地だったとしても、費用の都合で行けないことがあるというよ
うな話を事務局の方とは、今、別に委員会で副委員長でございますので、させていただ
いたことあるんですけども。

その辺も含めてですね、本来その管外行政視察というのは、何のためにあるべきもの
なのか、例えば数年前の先進事例を見てもですね、実際それを伊勢で取り入れてやろうと
思ったところで、できないことが、伊勢が実行したとき既に時代遅れのものも、多くあり
ますし、例えば、継続調査案件っていうかたちであったり、費用の面にとらわれていると
ころもやっぱりますんで、過去、僕が所属していた教育民生委員会であれば、4年の間に
3回か病院に行ったりとかですね。

本当にそれで新しい何かが生まれてくるのかというような、ところがやっぱり強い側
面がありますんで、特にその、副委員長してわかったことなんですけども、この7万円という
費用の制限の中で、委員会視察が決められているというのはちょっと問題が、多いのかと
思います。

まあ、いくらにしたらいいのか、それが10万円にしたらいいのか20万にしたらいいのか
という話ではないんですけども。

やはりその、本当の先進事例であるとか、本当の最先端のものを見に行くときに、金
銭的なものが負担になってですね。委員会の視察に行けないというのは、余りその本来の
形では違うのかなと思ってますもんで、そのあたりを、ぜひ考え直していただければな
と思っております。

具体的に先ほど委員長おっしゃられましたが、具体的に言いますと、次の予算要求の
時にでも議長に委員会視察の費用をあげて、もう少しその全国どこでも行けるような、態
勢をつくってもらえないかということを提案をしてもらえれば、ありがたいかなと、委員
会でそうやってまとめてもらえればありがたいかなと思っております。以上です。

◎工村委員長

今、提案がございましたので、この管外行政視察の抜本見直しにつきまして、御意見
ございましたら、お願いしたいと思います。

まず、副委員長のほうから、この視察自体の中身の問題について、御意見ございました。中身の問題について、各常任委員会あるいは、特別委員会、議会運営委員会も行ってますね。管外行政視察の中身について、どのようにしていったらいいか、御意見ございましたらよろしくお願ひしたいと思います。

はい、辻委員。

○辻委員

各委員会、特別委員会も含めてですけど、特別委員会で目的を定めてですね。視察するという意味では、先進地だった。過去形であったと、先ほど副委員長からもありますけども、過去形になっていても、その後どうなっていくのかという視察も含めてですね、視察というのは意味があると思います。

成功、反対に失敗とか、さまざまあると思いますのでそれも踏まえていかないと、今後やっていこうとする部分が見えてこないかなというふうに思います。

私は、1点はそれぞれの委員会に任せておくべきだろうというふうに思います。

もう1点の予算の面ですけども、先ほど副委員長言われたように、私も以前から思っていたことは、余りあそこに行きたいところあるのになどというのがあっても行けなかったというのが実際ありました。そのこと考えると予算面で拘束するのではなくて、もう少し幅を持った形ですね。やっていくのも、必要かというふうに思います。

確かに予算は大事なことです。どうでもいいと言うんじゃないんですが、先ほど副委員長言われたように、全国的に行ける範囲を広げていかないと、狭めた形ではいけないかなというふうに、思っております。

◎工村委員長

ほかございませんか。

福井委員。

○福井委員

先進地視察についてどういう所に行くのは、以前に比べて、自分でもかなり調べられる状況になってきておる。インターネットでいろんな情報が公開されていますから、この委員会でこういうの見たいとなれば、全国でできますので、やはり、そういう部分をピックアップすれば、役にたたないと思われるような視察ばかりではないと思うんですね。

有効な視察もかなりあると思います。そういう面では、それぞれの委員会なり委員会、そういう委員の人の意見を聞きながら、有効な視察先を探していけば。

それと事務局にも相談してですね、いろんなことを教授いただければ、かなり有意義な視察ができるんじゃないかと思います。

ただ先ほど言われた費用の面で、確かに限られてくると思います。

例えば委員会で、こことここと3箇所を視察行きたいと。ちょっと離れとったりすると、費用面で、どちらかをカットせざるを得ないとか、出てきてしまって、どうしてもその分、行けない場合は、こちらの視察先にしようとか、本当に行きたいところ行けないところはるかと思ひます。

そういう面では、7万円という部分については、やはりちょっと縛られてるかなと、いうふう思いますので、ちょっと検討を要すると思います。

○上村委員

まず、1つ目としてですね、私この文章読ましていただいたときに、今副委員長が言われたことと、ちょっと意味合いがあまりにも違うように思っ

てる。まるっきり失礼ですけど、この文章からすると、天に唾するじゃないですけど、私らやっ

つとること自体を否定しとるような文章にこれどう見ても見えるんですよ、ちょっとここだけはちょっと訂正するべきじゃないかなと。

本当に行きたいところが行けない状況だということと言われようとしたんやったら、ちょっとこれは訂正するべきじゃないかなと思いました。それをまず1点。今まで、それと、今までいろんなところ視察も行かせていただきましたけども、辻委員も言われましたけども、決して、時代遅れとかという話もありましたけど、実際には、その新しいことをやった実際何年かたってどうなってるんだと、伊勢市としてそれを生かしてこうか、どうしょうか。その後も見るというのもまた大事なところだと思います。

先ほど言われた病院が3回も行ったというのは、それは、ちょっとどういう意図が、何らかの意図があって行かれたんじゃないかなというふうに私は思っ

てるわけなんですけれども、もちろん、その常任委員会なり、特別委員会なり何なりに、委員として意見言えないわけじゃないと思うんです。ですからそこで十分意見言いながら、予算の中、限られたということでもありますけれども、常任委員会として、100パーセントはここの中、いろいろ論議の中で賛成反対出ますよ。常任委員会の中でもきちっと反対賛成ももちろん、どこ行くんだということになればなると思いますんで、自分が選ばれた、自分が思うところが、それが失敗、間違いだというのもまたこれも僕は間違うとるんかなと思うんで、予算が限られとるということでも財政厳しい中ではですね、その辺の部分も考慮に入れながら、これは予算のところ、もっとふやして行こうという論議になるのか、それともいやいや、今のままの中で、もっと充実したことを考えてという論議になるのか、それは、予算委員会なり、何なりの時で論議をもっとすればいいことである部分で、特別委員会の中でどうのこうの結論出すようなものでもないかなと僕はこの委員会の中では、いいんじゃないかなというふうに私は思います。

◎工村委員長

楠木委員

○楠木委員

まず一つめに関しましてですね。

ここに書かれとること。先ほど述べられたことから考えて、新しいこととか古いこととか、別に古いことであってもですね、10年、20年かけてじっくりでやっている自治体もありますし、そういったことをやっぱり見に行くのもすごく参考になるのですし。

だからそれが、新しい古いとかという問題じゃなくてですね、伊勢市の市政をどのよ

うに良くしていくのかと、そういう立場で、探すわけだから、別にそれは、何年も前からやっているところを、しっかりと見て研究していく、これ重要なところだと思います。

ですから、この問題は、そういう論の立て方はおかしいかなと思うんですが、それから先ほど辻委員もおっしゃられましたけれども、やはりこういった問題はそれぞれの常任委員会ですね、決めていくことですから、その都度、外部からあそこ役に立たないよとか言ってもしょうがないわけで、やはりそれぞれのところでね、しっかりと議論していかなくてはいけない、ただ実質的にそれぞれの常任委員会の中で、十分な議論がされていない現状があるかなと思いますので、それについてはですね、喚起していく必要があるかなと思います。

それから、予算の面ですけれども、予算がちょっと足りないから二の次、三の次のところに行くしかないことになっても、かえって無駄になりますんで、だからやはりそれはもっと柔軟にですね、考える。あるいは、予算の増額だとかも含めてですね、今後、検討をしていくほうがよいと思います。

◎工村委員長

ありがとうございました。

皆様のご意見をお聞きしました。行政視察の行き先、内容につきましては、ほとんどの皆様が、常任委員会に一任したらいいじゃないかという考え方でございました。

特に、私も反省するところですけど、常任委員会でも正副委員長に一任ということで、管外行政視察で話したこともございますので、非常にこの点については、自分も一緒になって考えやないかなというふうな、気がしております。

それでするので、副委員長はまた、御意見いただきたいと思いますが、この件に関しては、各委員会の委員長、副委員長並びにここにいらっしゃる皆様も、各委員、常任委員会の委員になっておりますのでその辺も含めて、委員会の中で啓発運動を進めていただきたいと思いますというふうに思います。

その辺につきまして副委員長、特にないですか。

◎工村委員長

はい、辻委員。

○辻委員

今までの慣例で行きますと、各派のほうですね。

述べられてから、大体、予算承認するような形ですね、それできたと思いますので、そういったことを含めてですね、各派のほうに持っていたほうが、ここで議論するような話ではないのかなというふうに思いますし、また、これを予算特別委員会でもむような話でもないと思いますので、その辺も御理解いただいて、各派のほうと話しをされたほうがよいと思います。

◎工村委員長

ありがとうございます。

辻委員からお話ございましたように管外行政視察の予算につきましては、一応各会派へ持って帰っていただきまして、各会派の代表者会議で提案していただけるようお願いするのが、私も筋やないかというふうに思います。

ただ、皆さんの御意見は、皆さんの考え方として、今の7万円の予算では非常に限界があるんじゃないかというふうにお聞きしました。

この辺につきましては、それも含めたかたちで、各派へお願いするというので、よろしくお願ひしたいと思います。

はい、上村委員

○上村委員。

実際、今の、常任委員会なり、特別委員会のほうで少ないと思つるところもあるやろし、もう任しとけば、こういうような論議もありましたんで、その辺は予算要求のときまでに、論議してくださいだけでいいんじゃないですか、うちとことしては、ここの会議の中としては。

◎工村委員長

辻委員。

○辻委員

ではなくて、予算の関係がですね、予算要望しているのが各派代表者会議で実際出されてですね、提案されてくるんで、先ほど言いましたけど、予算特別委員会に予算が上がってるからそれを議会費をそういうのじゃなくって、そういうことがあります。

今の話でね、そういうことのないようにするためにも、各派代表者会議にこの意見を最低、議長のほうでもいいですから伝えてもらったらというふうに私は言っただけなんで。

◎工村委員長

はい、上村委員。

○上村委員。

私は、特に増額するという、今の段階でね、今の段階で増額するというのは、各常任委員会の思いの中で、これ行けると思つるところもあると思うんですよ。

ここで決めるもんじゃないと思うんですが、言いたいことわかります。

今、なかなかちゃんと行きたいところ行けとるという論議となつとるところもあるかわからん訳でしょう。

◎工村委員長

適時休憩します。

休憩 午後3時27分

再開 午後3時42分

◎工村委員長

休憩を解いて再開いたします。

管外行政視察の抜本的な見直しにつきましては、管外行政視察の視察費用の金額も踏まえ、1度会派へ持って帰っていただきまして、管外行政視察の考え方をまとめていただきたいと思いますというふうに思いますのでよろしくお願いいたします。

また、先ほど、先進地に見に行っても、その際、数年前の先進地であったりとか、先進地の選び方につきまして、意見がございましたので、その辺も今後、気をつけて視察場所を設定していただけるように。また、各派、帰っていただきまして、皆、各常任委員会等に入っていらっしゃる方ですので、その辺もよろしくお願いいたします。

できましたら、どれぐらいの金額が、今7万円で計算されてますけど10万円がいいのか、9万円がええんか、6万円がええんかその辺も含めまして、もし会派で検討できるようなことをございましたら、その辺もですね、ある程度、金額も設定していただきまして、次回、あるいは、次のこの議題のときに、提案していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

この件に関しては、これで終わります。

つづきまして、「協議会のあり方について」はまだ残っておりますので、これだけ、させてもらいます。

「⑧協議会のあり方」について、御協議願います。

提案された方から、提案の趣旨、具体的な実施方法等について御説明をお願いいたします。

同じく資料2の1番下のところにございますので、よろしくお願いいたします。

○野崎副委員長

これに関しては恐らくその、前の任期の方であればこの議論御存じかなと思うんですけども、定例会の1回の会議において、定例会直前の1回の会議において、多くの案件を出すのではなくてですね、政策討論の立案過程において十分な、時間をとって、適宜、協議会を開催して議論を重ねていくようなかたちで要望があったんですけども、一度それを見直そうすることということで、一応結論出とるんですけども。

まず、実際、ちょっと数年たって、結局その協議会のときはかなり膨大な案件がポンとできてですね、複数の協議会が開かれることなく1回という形にはちょっとなくなってますんで、このことの事態を改善するのに既に2年くらい前のことですけど、このあたりは過去どういうふうに決まってきたかっていうのを考えてこれも議会としても、一度見直しをするべきじゃないかなというように形で書かせていただきました。

◎工村委員長

この件につきましては、第1回目の中間報告、平成22年のときに前委員長さんから、予算・決算特別委員会の審査の在り方、協議会のあり方について、報告されております。

もう一度、前回、中間報告のときに出された提案の内容から、当局が、執行機関が、少し、ゆるみが出てきたということでしたら、また執行機関のほうへお話しをさせていた

だくというふうに、議会運営委員会の方に当委員会としてまたお願いするというふうにしたいと思いますが、御異議ございませんか。よろしいでしょうか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

また、議長副議長を通じまして、議会運営委員会へお願いしてもよろしいですか。

すいません、前回のときにですね、間違っておりました。平成 22 年の中間報告のときの決定内容につきましては、決定した際は、議会改革特別委員会の正副委員長と当局で協議のうえ、特別委員会として確認をしておりますということですので、私と副委員長のほうでまた当局と話し合いをさせていただくということで、御承認をお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

これ総務でしたよね。

●杉原事務局次長

はい、総務部長です。

◎工村委員長

はい、そういうことでよろしくお願ひいたします。

それでは、それは本件につきましては、正副委員長に一任を願ひたいと思います。

【3 次回の会議について】

これで終わりましたので本日の日程は、第3の次回の会議のことです。

前回、提案いただきまして、事前に月2回の日程で先に組んどいたらどうかとの御提案をいただきましたんですけど、先ほどちょっとお話もしましたんですけど。

5月の連休並びに5月明けての視察、あるいはまた、すぐに6月の定例会の協議会あるいは常任委員会、本会議ということで、5月、6月につきましては日程的に非常に混んでおまして、なかなか次の週、第1第3にするとか、第2第4の何曜日にするというのはちょっと決めにくい状況でございますので、その時期を過ぎましてから月2回という内容の日程も決めさせていただきたいなと思いますので、今回は、次回につきましては、1日だけということで、5月19日の木曜日、13時から開催したいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、5月19日、13時からでよろしいですか。

(「はい」と叫ぶ声あり。)

次回の開催日時は5月19日、木曜日といたします。

協議していただく案件は、議会基本条例の前文がもしできましたら、そこまでやりたいですし、議員倫理条例の骨子案を主に入れていきたいと思っています。

それから、追加検討項目（A及びC）についても、ご協議をお願いしたいというふう

に思います。

そういうことで、次回の日程及び次回の協議内容について決定いたしまして御異議ございませんか。

(「なし」と叫ぶ声あり。)

異議なしと決定しました。

それでは本日はこの程度で委員会を閉会いたします。

なお、本日御出席の皆様には開議通知を差し上げませんから、御了承をお願いいたします。御苦労さんでした。

閉会 午後4時1分

傍聴の議員（1名）

吉井 詩子

上記署名する。

平成 年 月 日

委 員 長

委 員

委 員